

中国法令調査報告書

報告日：2007年3月8日

管理番号：20070308-3

今回のご報告のポイント

本条例は、身体障害者の就業を促進し、身体障害者の労働権を保障するために制定されたものである。条文の文言上、身体障害者を就業させる義務を負う「雇用単位」（中国語：「用人单位」）に外商投資企業が含まれるかは明確ではないものの、外商投資企業も含まれると解される可能性も十分ある。

なお、本条例によれば、雇用単位が雇用すべき身体障害者の就業割合は、当該単位に在職する職員の総数の1.5パーセントを下回ってはならないとされている。仮に、身体障害者の雇用が、法定の割合に達しないときは、雇用単位は身体障害者就業保障金を支払わなければならない

1. 法令等の名称・番号

中国語名称： 残疾人就業条例

日本語訳： 身体障害者就業条例

法令番号： 国务院令 第488号

(ソース) 新法規速通ウェブサイト

2. 公布した政府部門

国务院

3. 発表日

2007.2.25

4. 施行日

2007.5.1

5. 分野

身体障害者保護

6. 概要・コメント

本条例は、身体障害者就業を促進し、身体障害者の労働権を保障するため、「身体障害者保護法」及びその他の関連法律に基づき制定されたものである。本条例の概要は以下のとおりである。

- 一. 雇用単位（機関、団体、企業、事業単位及び民営の非企業単位）は、一定の割合で身体障害者を雇用（中国語：安排）をしなければならず、そのために相応の職種、職場を提供しなければならない。雇用単位が雇用する身体障害者就業の割合は、当該単位に在職する職員の総数の1.5パーセントを下回ってはならない。具体的な割合は、省、自治区、直轄市の人民政府が、その地区の実際の状況に基づき規定する（本条例第8条参照）。
- 二. 雇用単位による身体障害者の雇用が、所在地である省、自治区、直轄市人民政府が規定する割合に達しないときは、身体障害者就業保障金を支払わなければならない（本条例第9条参照）。
- 三. 本条例にいう「身体障害者の就業」とは、法定の就業年齢に合致し、就業の要求を有する身体障害者が、報酬のある労働に従事することをいう（本条例第29条参照）。

以上